

【在宅訪問指導について】

在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。ご希望される場合お申し出下さい。医師の了解と指示等が必要となりますので事前にご相談ください。訪問指導に関する費用は下記の通りとなります。

	在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項		居宅療養管理指導料に関する事項	
対象者	医療保険対象者		介護保険対象者	
費用	1点=10円 10点=10円（1割負担）30円（3割負担）		1単位=10円 10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）	
保険算定	在宅患者訪問薬剤管理指導料		居宅療養管理指導費 介護予防居宅療養管理指導費	
点数	・ 同一建物居住者以外	650点／回	・ 同一建物居住者以外の方	518単位／回
	・ 同一建物居住者	290点／回（10人以上） 320点／回（2～9人）	・ 同一建物居住者の方	379単位／回（2～9人） 342単位／回（10人以上）

※お薬代に関わる費用は別途がかかります。

（在宅患者訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導を行っている旨の掲示 介護保険サービス提供事業者としての掲示）

該当する施設基準を満たした薬局において下記の加算を算定しております。

（薬局により異なりますので詳しくは店舗にて確認してください）

【在宅薬学総合体制加算】

在宅薬剤管理の実績や在宅業務の対応体制、麻薬の備蓄、無菌製剤処理の体制など、在宅訪問を行うために必要な体制の施設基準を満たした薬局において規定の調剤報酬点数表に従い処方箋1回につき算定いたします。

【在宅中心静脈栄養法加算】

高度管理医療機器等販売業の許可を受け、在宅中心静脈栄養法が行われている患者様に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用等在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

【在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算】

麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を受け、医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者様に対して、注射ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。